

盛岡広域振興局長告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年8月28日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

監事

角掛和政 滝沢市柳原27番地2

2 退任

監事

角掛嘉孝 滝沢市留が森361番地4